

資料 3-1

日 薬 総 発 第 3 0 号

令和 7 年 2 月 2 5 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

担当副会長 原口 亨

カスハラ防止啓発ポスター（会員薬局向け）の配布について（お知らせ）

平素は、本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会ではこの程、薬局・対人業務にて会員の皆様に活用いただくため、カスハラ防止啓発ポスター（以下、本ポスター）を作成いたしました。

昨今、カスタマーハラスメント（カスハラ：顧客等からの著しい迷惑行為）が深刻な社会問題となっており、厚生労働省が令和 6 年 5 月に公表した「令和 5 年度 職場のハラスメントに関する実態調査」報告書によると、過去 3 年間に勤務先でカスハラを経験した労働者の割合は約 1 割に上ります。医療・介護分野も例外ではなく、薬局での薬剤師等へのカスハラも報告されており、本会が令和 6 年 9 月に行った調査では、弁護士や専門窓口に相談したいと思った苦情・クレームが、過去 2 年間に約 3 割の薬局で発生していました。

本ポスターは、日薬情報おまとめ便 3 月号に同梱し、会員薬局宛に 1 部を発送いたします。併せて本会ホームページに本ポスターデータを掲載いたしました。カスハラ防止における啓発資材としてお役立て下さい。

備 考：本ポスターのサイズ、到着予定時期について

サイズは A 2 版となります。

令和 7 年 3 月上旬までに日薬情報おまとめ便に同梱され、郵送にて到着予定です。

本件問合せ先：日本薬剤師会 総務部 総務課

担当：清澤

TEL:03-5315-0127 FAX:03-3353-6270

E-mail:kaiin@nichiyaku.or.jp

このような言動・行為は
**カスタマーハラスメントに
該当する可能性があります!**



お互いに尊重される社会を目指して

厚生労働省は、カスタマーハラスメント被害の防止対策を強化しています。
行為によっては、傷害罪、強要罪、名誉棄損罪などの犯罪に該当する可能性があります。
東京都カスタマー・ハラスメント防止条例 Q&A より

日本薬剤師会 公式キャラクター

ふぁるみん



公益社団法人
日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association